「憲法における地方自治の在り方検討ＷＴ」報告書概要

「国民主権の原則」のもと、地方自治の権能は住民から地方公共団体に直接授権されている観点から、「地方自治の本旨の明確化」を図ることとし、地方自治のあるべき姿として「目指すべき地方（国家）像」を掲げるとともに、憲法における地方自治規定について具体案を提示した。

今後、全国知事会として、さらに幅広い論点や議論を深めるとともに、憲法における地方自治の在り方ついて国民的議論が喚起されることを期待する。

１．「地方自治の充実による目指すべき地方（国家）像について」の意見

目指すべき地方（国家）像　(3P)

〇憲法第１３条の趣旨を実現するため、住民一人ひとりが、
それぞれの地域において、個人として尊重され、自由及び幸福を
追求できる国であるべき。

〇地域の住民は、自らの意思に基づき、
地方自治に参画する権利が保障されるべき。

〇主権者たる国民は、全て地方公共団体の住民である。
国民主権の原則に基づく、地域に関心を持つ住民の参画による
地方自治の発展こそが、我が国の民主主義を発展させ、
国民福祉の増進を最大化するものであり、
地方自治は、国政の三権（立法、行政、司法）との関係において
一定、尊重されるべき。

〇地方の統治を担う地方公共団体は、住民に身近な公共的事務について、
国民主権の原則のもと、住民から直接授権されている観点から、
自主的・自立的に処理する固有の権能が保障されるべき。

〇地方公共団体は、住民がゆとりや豊かさを実感し、
安心して暮らせるよう、将来に亘って、地域の多様な価値観の尊重や
住民福祉の増進に努め、地方を創生するべき。

〇国は、国家としての存立に関する役割及び、全国的な視点を
必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担うものとし、
内政の要は地方公共団体が果たすべき。

〇施策の実施にあたっては、国と地方は対等関係のもと、連携・協働し、
地域の発展に努めるべき。

２．具体的な憲法改正の条文案について

改正草案　92 条　(6～8P)

【改正趣旨】・地方自治の本旨の明確化

(改正草案　92 条)

1　地方公共団体の住民は、国民主権の原則並びに、生命、自由及び幸福を追求する権利に基づき、自らの意思により地方自治に参画する権利を有する。

2　地方公共団体は、住民の参画と福祉の増進に努めるべく、住民に身近な公共的事務について処理する固有の権能を有する。この権能は、国政において尊重されなければならない。

3　地方公共団体は、基礎的な地方公共団体と、これを包括する広域的な地方公共団体及びその他法律で定める特別の地方公共団体とする。

4　国は、原則として、国家の存立に関する役割及び全国的な視点を必要とする政策、その他国が果たすべき役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。

国の役割をさらに限定する場合

4　国は、国家の存立に関する役割及び全国に統一して実施すべき施策の標準的な水準を提示する役割を担い、国と地方公共団体との間で、適切な役割分担を図らなければならない。

5　地方公共団体の組織及び運営に関する共通的な事項は、前４項の規定に従い、法律でこれを定める。

改正草案　93 条　(9P)

【改正趣旨】・地方公共団体の機関、直接選挙

(改正草案　93 条) 改正せず（現行規定）

1　地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

2　地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

改正草案　94 条　(10P)

【改正趣旨】・地方公共団体の条例制定権

(改正草案　94 条)

1　地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができる。

2　国会が法律を定めるにあたっては、第９２条の趣旨を尊重しなければならない。

改正草案　95 条　(11～12P)

【改正趣旨】・地方公共団体の財政権

(改正草案　95 条)

1　地方公共団体は、その運営に必要な財政を処理する権限を有し、固有の財源として、その地域において、条例に基づき、税を課し、徴収することができる。

2　国は、地方公共団体が標準的な水準における行政を実施するために必要な財源を保障しなければならない。

3　国は、地方公共団体に財政上の支出をするにあたっては、その支出の基準を第９２条の趣旨に基づいて法律でこれを定める。

4　地方公共団体は、自らの財政権に基づく歳入・歳出の決算について、地方公共団体が設置する独立の検査機関による検査を受けなければならない。

改正草案　84 条　(12P)

【改正趣旨】・地方公共団体の課税に対する国の尊重

(改正草案　84 条)

1　あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。

2　地方公共団体は、法律の範囲内で条例により、租税を課し、又は現行の租税を変更することができる。国は、前項の法律を定めるにあたっては、第９２条及び第９５条の趣旨を尊重しなければならない。

改正草案　96 条　(13～14P)

【改正趣旨】・国と地方の協議の場
・地方自治への関与に対する司法的救済権

(改正草案　96 条)

1　国は、法律の定めるところにより、地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画及び立案並びに実施にあたっては、地方公共団体を代表する機関との協議の場を設置しなければならない。

2　地方公共団体は、国及びその他の地方公共団体からの、法律、命令、規則、条例、その他の関与について、裁判所による裁判を受ける権利を有する。

3　特定の地方公共団体及びその区域のみに適用される特別法は、法律の定めるところにより、その地方公共団体の住民の投票においてその過半数の同意を得なければ、国会は、これを制定することができない。

改正草案　47 条　(16～17P)

【改正趣旨】・参議院議員の選挙区

(改正草案　47 条)

1　選挙区、投票の方法その他両議院の議員の選挙に関する事項は法律で定める。

2　参議院議員の選挙において、選挙区を設置する場合は、広域的な地方公共団体ごとの区域を単位とする選挙区を含まなければならない。